

# 関西大学と大槌町との連携協力に関する協定書

関西大学(以下「甲」という。)と大槌町(以下「乙」という。)とは、相互の人的、知的資源の交流と、物的資源の活用を図り、第1条に掲げる目的を推進するために協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、甲と乙が、東日本大震災からの復興支援及び地域活性化について、情報技術を活用した人材育成・産業創生・雇用創出などの分野で相互に協力し、活力ある地域づくりと大学の活性化に寄与することを目的とする。

## (連携協力事項)

第2条 甲と乙は、次の事項について連携し協力するものとする。

- (1) 特色ある地域づくりに関すること。
- (2) 人材育成に関すること。
- (3) 地域産業の振興に関すること。
- (4) 学術研究に関すること。
- (5) その他、甲及び乙が協議して必要と認める事項。

## (守秘義務)

第3条 甲と乙は、本協定に基づく事項で特に秘匿する必要がある情報については、事前に相手方の承諾を得た場合を除き、守秘義務を負う。

## (期間)

第4条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙のいずれから改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

## (その他)

第5条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目、研究プロジェクト等に関する必要事項、その他については、甲、乙が協議して別に定めるものとする。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年7月10日

(甲) 関西大学

学 長

(乙) 大槌町

町 長

